

墨 田 区 告 示 第 3 0 4 号

下記の者に係る区税に係る書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法第20条の2及び墨田区特別区税条例第6条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部税務課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令 和 8 年 7 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

記

	管理番号	氏名	備考
1	2-3	VIPONVEERIYA GANPONG	国税徴収法による通知

【担当】

墨田区区民部税務課

03 - 5608 - 6147